平成３１年４月１日
江東区立第二亀戸中学校
校長　　中島　邦彦

江東区立第二亀戸中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第２条)
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第４条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校･学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第８条に基づき、いじめの未然防止・早期発見･早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第８条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生徒指導主任、学年

主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表】による「第二亀戸中学校いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

平成３１年度　第二亀戸中学校いじめ防止対策委員会　委員名簿

役　職	職名等	氏　名
委員長	校長	中島　邦彦
副委員長	副校長	沼澤　直紀
委員	生活指導主任	小山　健司
委員	１学年主任	木下　綾子
委員	２学年主任	野口　美穂子
委員	３学年主任	新　　淳子
委員	養護教諭	橋本　千浪
委員	スクールカウンセラー	向後　裕美子
委員（保護者代表）	ＰＴＡ会長	織茂　貴之
委員（地域代表）	４丁目町会長	眞貝　裕利子

第二亀戸中学校いじめ防止対策委員会（定期）　開催予定

回	日　程	内　容
第１回	６月	体制・方針の確認、アンケート対応・現状把握
第２回	１１月	アンケート対応、未然防止等状況確認
第３回	２月	アンケート対応、未然防止等状況確認、まとめ

３　いじめの未然防止の取組

⑴　わかる授業づくり‥‥児童・生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】

・少人数授業を実施し、全教科でていねいな指導を行う。

・長期休業中の補習教室、放課後学習教室（二亀セミナー）を実施し基礎・基本の定着を図っていく。

⑵　道徳教育の充実‥‥「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容
・道徳の授業力の向上をめざし、教材の開発、工夫を行う。
・道徳授業地区公開講座において、地域と連携した意見交換会を充実させる。
・合同道徳を実施し、心豊かな生徒の育成を図っていく。

⑶　体験活動の充実‥‥他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的･計画的に実施する。

具体的な取組内容
・学校行事、校外学習などに協力して取り組むように事前・事後指導を充実させる。
・生徒会専門委員会を月１回行い、協力して取り組む意識を高める。
・スクールカウンセラーによるグループワークを全学年、年間１回以上実施し、コミュニケーション力の向上を図る。

⑷　学級経営の充実‥‥学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容
・短学活等で、学級内の各係からの発表の場を設け、自主的に活動する力を育成する。
・当番などの班活動を活発にし、自ら考え協力して活動する態度を身に付けさせる。

⑸　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策‥‥全校児童・生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容
・セーフティ教室でインターネットの使用について取り上げる等、状況に応じて情報モラル教室を実施する。
・生活習慣アンケートを実施し、インターネットの使用状況等を把握する。

⑹　人権教育の推進‥‥各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて人権教育に取り組んでいく。

具体的な取組内容
・人権課題を取り上げ、他に対する差別意識を払拭し、いじめのない学校を目指していく。

４　いじめの早期発見のための取組

⑴　アンケート調査の実施‥‥いじめを早期に発見するために、年間３回、児童・生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容
・ふれあい月間の取組として、年間３回、生徒にアンケートを実施する。

⑵　教育相談の実施‥‥定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容
・年間２回、７月と１２月に生徒、保護者との三者面談を実施する。
・年度当初に、１学年生徒のスクールカウンセラー面接を実施する。

⑶　個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用‥‥連絡帳等を活用して、児童・生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容
・全学年で、連絡帳を活用して生徒とコミュニケーションをとり、毎日連絡帳に書かれた内容を、担任や学年の教員が読み、生徒の状況を把握する。
・連絡帳の内容により適切に対応し。相談活動に役立てる。
・連絡帳を毎日往復させることにより、信頼関係の構築につなげる。
・個人面談を行い、生徒の心情や理解し指導に当てる。
・必要に応じて家庭訪問を行い、保護者との連携を密にして信頼関係を築く。

⑷　いじめ防止に関する研修の実施‥‥いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容
・校内研修において、生徒理解の技術向上、情報の活用等の研修を実施する。
・毎月の職員会議等を利用して、全校生徒の状況を報告し、情報の共有を図る。

５　いじめに対する早期対応

⑴　教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

⑵　校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

⑶　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

⑷　校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

⑸　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

６　重大事態への対応

⑴　重大事態の定義

① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童・生徒が自殺を企図した場合等)

② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）

③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

⑵　重大事態への対応

① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。

② 学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。